

（総 則）

- 第 1 条** 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている設計に関する業務（以下、「業務」という。）又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第 2 条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただ

し、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再発注の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約について発注業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に発注することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が前項の規定に基づき発注業務を第三者へ再発注した場合は、受注者は、再発注した業務の適正処理について、発注者に対して責任を負うものとする。

(一般的損害等)

第 4 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(監督員)

第 5 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（主任技術者）

第 6 条 受注者は、業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を主任技術者として定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

2 主任技術者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

（主任技術者等に対する措置請求）

第 7 条 発注者は、主任技術者又は受注者の使用人若しくは第 3 条の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

（成果物等の帰属）

第 8 条 引渡しを完了した成果物は、すべて発注者の所有とし、発注者は、その事業に自由に使用し得るものとする。

（履行報告）

第 9 条 発注者は、必要と認めるときは、主任技術者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（検査及び引渡し）

第 10 条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業

務報告書等を作成の上、これを発注者に提示して検査を受けなければならない。

4 発注者は、第1項の届出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

5 受注者は、あらかじめ指定された日時において、第4項の検査に立ち会わなければならない。

6 受注者は、第4項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申立てることができない。

7 受注者は、第4項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る成果物の引渡しを完了したものとする。

(再履行)

第 11 条 発注者は、受注者が前条第4項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、前項の検査に準用する。

第 12 条 受注者が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。

なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第 13 条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

第 14 条 受注者の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から発注業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定めた率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第11条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、受注者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第 15 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第 16 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約不適合責任）

第 17 条 発注者は、引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第10条第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相応な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の費用負担でこれを修補することができる。

なお、これによって受注者に損害が生じても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任期間等)

第 17 条の2 発注者は、引渡された成果物に関し、第10条第7項又は第11条及び第12条の規定による成果物の引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等を行うことができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約代金の支払)

第 18 条 受注者は、第10条又は第11条の規定による検査に合格したときは、発注者の定める手続きに従って契約代金の支払いを請求することができる。ただし、入札、見積り条件の際支払い方法について特に定めのある場合又は発注者が仕様書等により契約代金の請求日を別に定める場合は、それによるものとする。

2 受注者は、委託業務完了前にも、検査に合格した既済部分につき、内訳書等により発注者の認定した契約代金の支払いを発注者に請求することができる。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に原則として振込みにより支払うものとする。

4 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を受注者に対し支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 主任技術者を定めなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 19 条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約より生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(8) 第21条又は第21条の2の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以

下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条の3 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 19 条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は契約金額の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わねばならない。

- (1) 第19条各号又は第19条の2各号の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

（協議解除）

第 20 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第 21 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履

行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 21 条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により、発注者が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるとときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条の3 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除等に伴う措置）

第 22 条 この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、前払金等に関する特約条項第1条の規定による前払金があったときは、受注者は、当該前払金の額（第6条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を発注者の指定する日までに返還しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第19条又は第19条の2の規定により契約が解除されたとき又は第19条の4第2項各号に掲げる者により契約が解除されたときは発注者が定め、第20条又は第21条及び第21条の2の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第 23 条 受注者は、第19条の2第1項第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第19条の2第1項第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 24 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 25 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第 26 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協

議の上、定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第 27 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

2020.4月改正

(委託用)

前払金等に関する特約条項

(前払金の支払)

第1条 発注者は、本契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と本契約書記載の契約期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、受注者の書面に基づく請求により、次の各号に掲げるところにより前払金を支払う。

- (1) 契約金額が72億円未満の場合にあつては、7億2,000万円を限度とし、契約金額の30パーセントの額（10万円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 契約金額が72億円以上の場合にあつては、契約金額の10パーセントの額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。

3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第2条 発注者は、前条第1項の規定により前払金をした後、内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、発注者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合において、その追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出した上で、請求しなければならない。

3 受注者は、発注者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、発注者が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

第3条 受注者は、契約期間が延長された場合は、発注者がその必要がないと認めた場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約期間が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証契約を発注者に提出しなければならない。

(前払金の使途制限)

第4条 受注者は、前払金をこの契約に必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第5条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、既に支払われた前払金を、直ちに、発注者に返還しなければならない。

- 一 保証契約が解約されたとき
- 二 契約書第22条第1項に該当したとき
- 三 前条の規定に違反したとき

2 受注者は、前項第一号及び第三号の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

3 受注者は、第1項第二号の規定により前払金を返還する場合は、発注者の指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(部分払)

第6条 発注者は、委託業務の完了前において、受注者の部分払請求を相当と認めるとき（別途、受注者の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき）は、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額（以下「既済部分の代価」という。）の10分の9以内で発注者が定める金額を支払うことができる。

2 前項の既済部分の代価は、発注者が認定する。

3 第1条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前2項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既済部分の代価} \times (9 / 10 - \text{前払金の額} / \text{契約金額})$$

4 第1項の規定による支払の対象となった既済部分が受注者の所有に属するときは、その所有権は、支払により受注者から発注者に移転する。なお、目的物全部の引渡しが完了するまでの保管は、受注者の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、受注者の負担とする。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2025. 3月改正